第 2 期東御市障がい児福祉計画

計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度

第１章　アンケート調査からみた課題

令和２年６月１５日～７月１０日まで実施したアンケート調査から、下記のような課題があげられます。

対象者	児童福祉サービス利用児	児童福祉サービス未利用児
送付者数	62 人	107 人
回答数	28 人	28 人
回答率	45.16 ％	26.17 ％

１．市内事業所の増加及びサービス内容の質の向上

「保育園等から帰宅後、放課後、及び休日の過ごし方」（アンケート結果※１）についての質問では、サービス利用・未利用問わず「家庭で過ごしている」が半数以上見られ、「現在の過ごし方についての満足度」（アンケート結果※２）については全体で約９割が「満足している」と回答しています。

また、「現在利用しているサービスについての満足度」（アンケート結果※３）の質問では、「満足している」または「まあまあ満足している」と回答された割合が約８割を占めました。

「福祉サービスを利用するに当たり困っていること」（アンケート結果※４）の質問では、「福祉サービス事業者が少ない」が約３割、「今後充実させてほしいこと」（アンケート結果※５）の質問では、「放課後や休日等に預けられる所」「専門家による療育支援」の回答が多く寄せられました。このことから、障がい児通所サービス事業所の増加やサービスの質の向上が望まれていることが伺えます。

その一方でサービス利用・未利用を問わず、家庭で過ごす時間の満足度が高いことから、子育ての充実度が伺えました。

２．地域療育体制の整備と充実

「今後充実させて欲しいこと」（アンケート結果※５）に関する質問では「専門家による療育支援」、「福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制」、「特別支援教育」等の希望が全体の約４割を占めました。このことから、地域療育体制の整備及び充実が求められています。

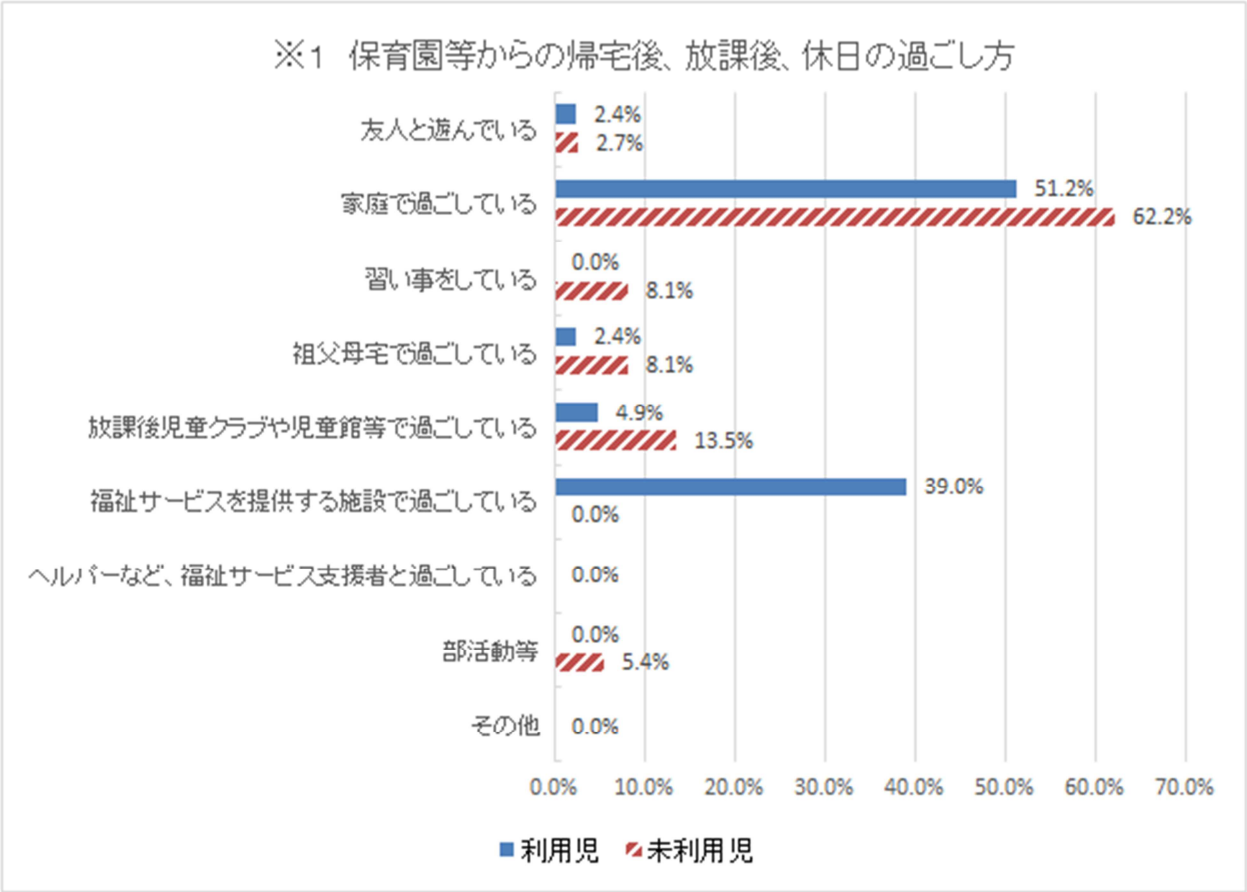
※1　保育園等からの帰宅後、放課後、休日の過ごし方
友人と遊んでいる
2.4%
2.7%
家庭で過ごしている
51.2%
62.2%
習い事をしている
0.0%
8.1%
祖父母宅で過ごしている
2.4%
8.1%
放課後児童クラブや児童館等で過ごしている
4.9%
13.5%
福祉サービスを提供する施設で過ごしている
39.0%
0.0%
ヘルパーなど、福祉サービス支援者と過ごしている
0.0%
部活動等
0.0%
5.4%
その他
0.0%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
利用児
未利用児

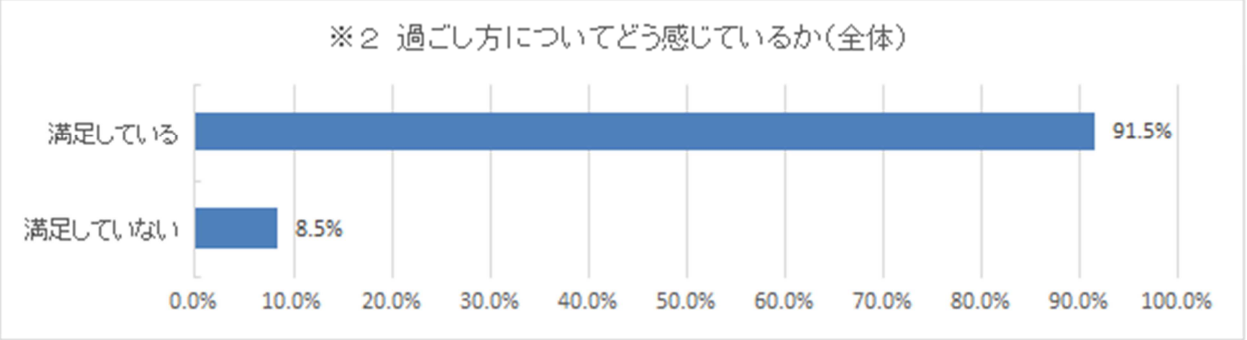
※2　過ごし方についてどう感じているか（全体）
満足している
91.5%
満足していない
8.5%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%

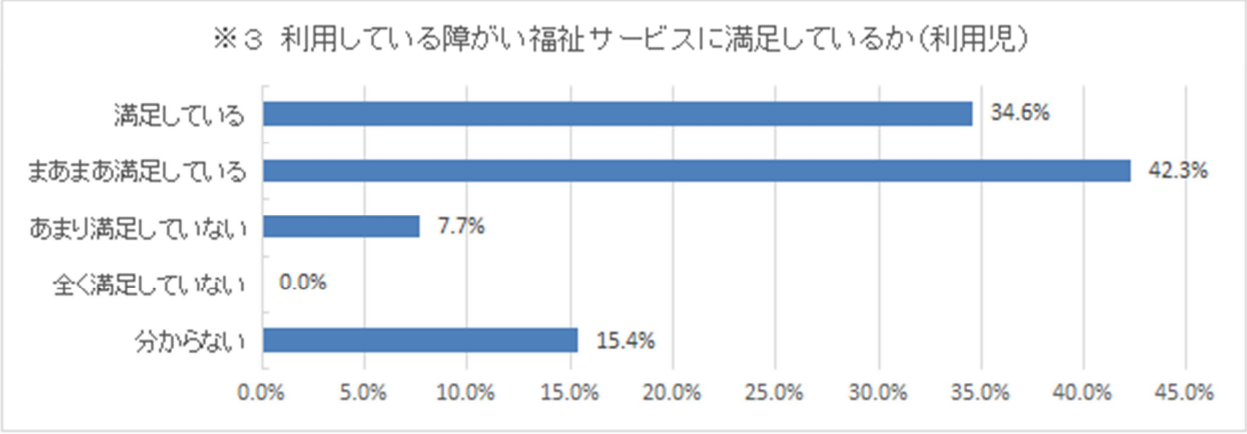
※3　利用している障がい福祉サービスに満足しているか（利用児）
満足している
34.6%
まあまあ満足している
42.3%
あまり満足していない
7.7%
全く満足していない
0.0%
分からない
15.4%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%

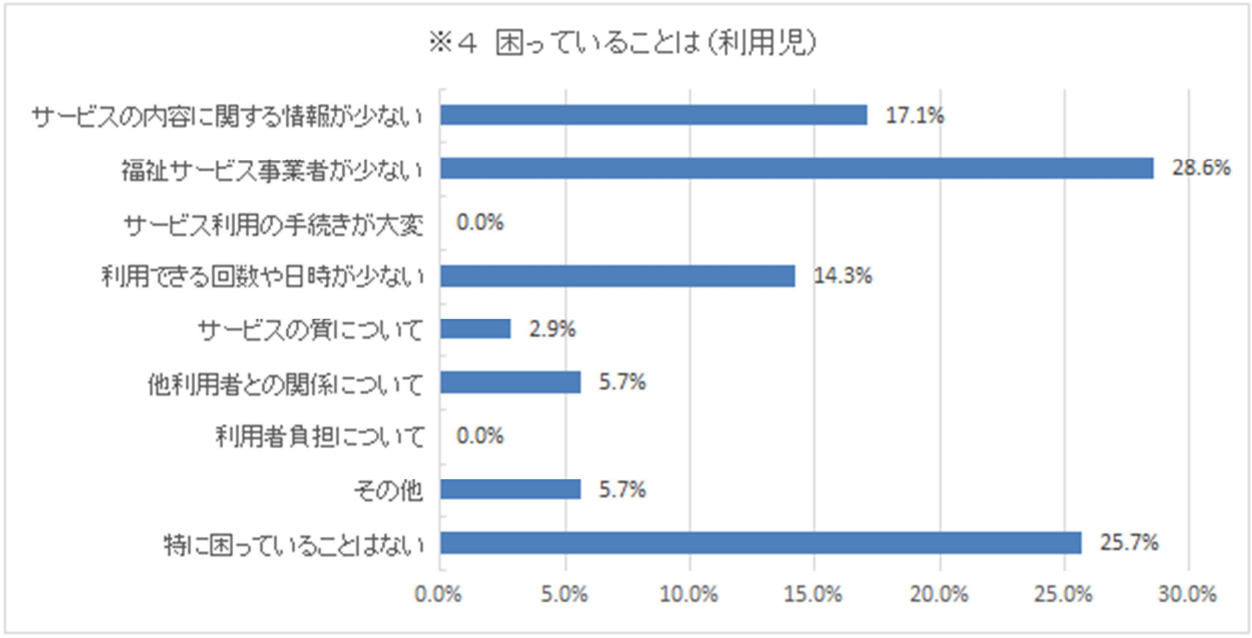
※４ 困っていることは（利用児）
サービスの内容に関する情報が少ない
17.1%
福祉サービス事業者が少ない
28.6%
サービス利用の手続きが大変
0.0%
利用できる回数や日時が少ない
14.3%
サービスの質について
2.9%
他利用者との関係について
5.7%
利用者負担について
0.0%
その他
5.7%
特に困っていることはない
25.7%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%

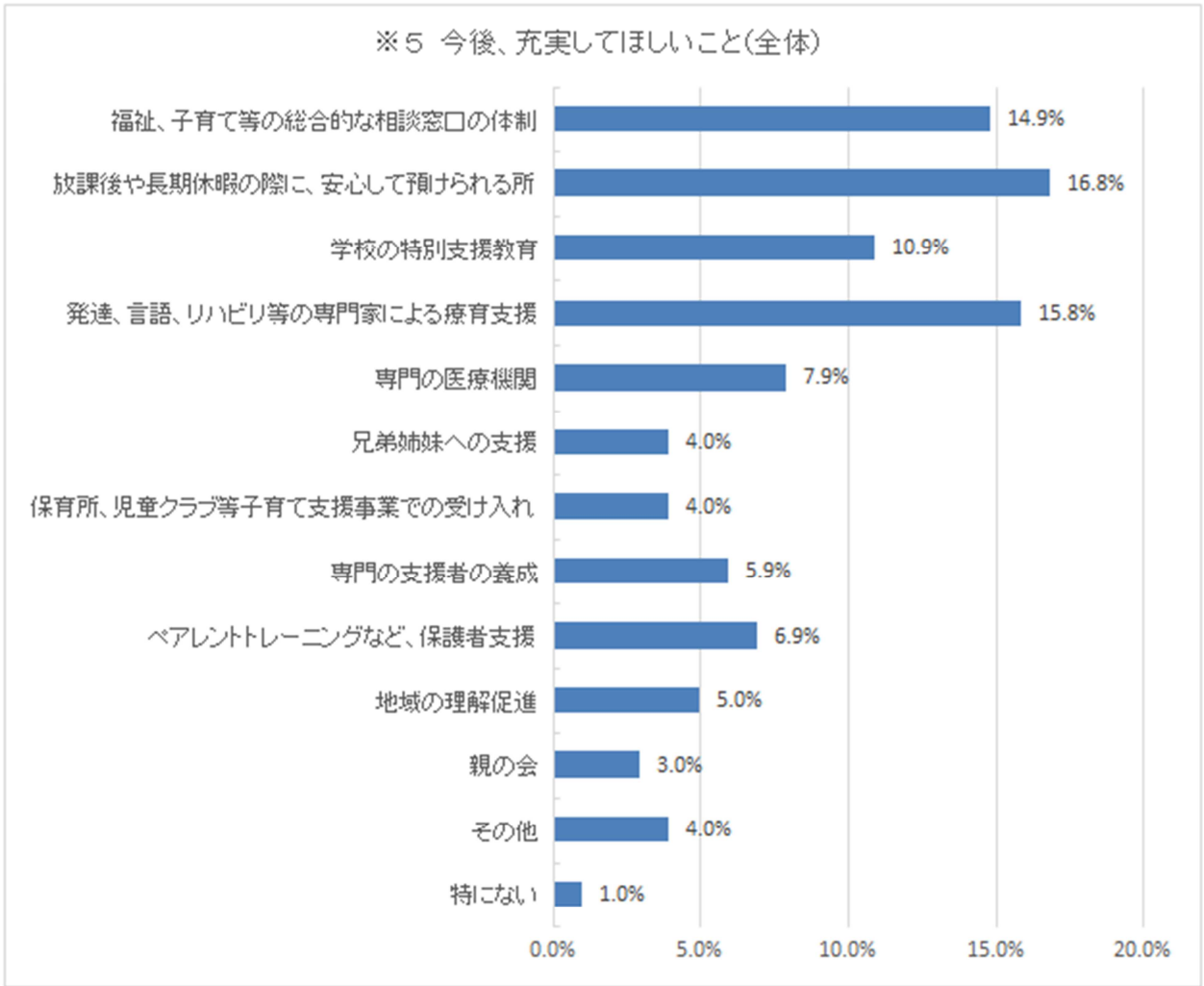
※５ 今後、充実してほしいこと（全体）
福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制
14.9%
放課後や長期休暇の際に、安心して預けられる所
16.8%
学校の特別支援教育
10.9%
発達、言語、リハビリ等の専門家による療育支援
15.8%
専門の医療機関
7.9%
兄弟姉妹への支援
4.0%
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ
4.0%
専門の支援者の養成
5.9%
ペアレントトレーニングなど、保護者支援
6.9%
地域の理解促進
5.0%
親の会
3.0%
その他
4.0%
特にない
1.0%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%

第２章　障がい児支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

【成果目標１】児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

１．第１期計画に係る目標値と実績

児童発達支援センターの設置

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る
実績	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った

既存の事業所における個別支援について、支援会議等の中で内容の充実を図りました。
市内においては、各関係機関連携のもと、スムーズに療育支援が受けられるよう努め、さらに支援内容の充実を図りました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく
実績	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした

児童発達支援センターから地元保育園への移行児について支援を提供しています。
また、療育コーディネーターとも連携し、より充実した専門相談を実施しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

(1)サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
児童発達支援センターの設置	令和５年度末までに、市または圏域に１ヶ所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和５年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

⑵第２期計画における目標

児童発達支援センターの設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

⑶見込み量の確保策

・児童発達支援センターについては、上小圏域単位では設置済みです。市内においては、子育て・教育に保健・子育て・教育・福祉・児童発達支援事業所等による連携のもと、早期発見後の適切な療育支援の提供機能の強化及び充実を図ります。
・保育所等訪問支援については、利用体制は構築されていますが、より手厚い支援を提供するため、療育コーディネーターや特別支援学校の担当教員による専門相談等も並行活用していきます。

【成果目標２】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

１．第１期計画に係る目標値と実績

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。
実績	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。

児童発達支援センターにて個別対応しました。また、市内事業所においても利用実績がありました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

⑴サービス見込量算定の考え方

算出方法
令和５年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。

⑵第２期計画における目標

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。

⑶見込み量の確保策

・上小圏域としては１箇所確保済みであり、児童発達支援センターにおいても個別対応しています。個別ケースの状況に応じ、市内事業所にも対応の要請をしていきます。

【成果目標３】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

１．第１期計画に係る目標値と実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　※平成 30 年度末までの目標設定

区分	平成３０年度
目標	上小圏域障がい者自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」の中で情報共有や連携について協議を行った。

上記委員会の中で、情報共有や課題について整理し、連携強化を図りました。
また、その中で上小圏域版「おうち生活応援パンフレット」を作成し、入院中の保護者に対し、地域の支援内容等を伝えることで安心して相談ができる仕組みを構築しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

⑴サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

⑵第２期計画における目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。

医療的ケア児等コーディネーターの配置（活動指標より）　（上小圏域）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	６人	７人	８人

(3)見込み量の確保策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

・圏域としては、平成２９年度設置の自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」(令和２年４月から「医療的ケア児等支援連携推進委員会」)が、市としては、「東御市医療的ケア児支援体制会議」が令和２年度に設置されており、医療、福祉、保育、教育等の関係各機関により協議を深め、情報共有や課題の検討等に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターの配置

・圏域設置の上記会議に所属し、相談支援専門員として個別ケースを複数持ち、実働している相談支援専門員として３名の配置となっています。
「東御市医療的ケア児支援体制会議」における配置人数は２名です。引き続き資格取得推進をし、地域の支援体制構築に貢献できる人材の配置を目指します。

第３章　各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

１．障がい児通所支援等の見込量及び確保方策

児童発達支援

就学前の特別な支援の必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。

医療型児童入所支援

障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

障害児相談支援

福祉サービスを利用する前に支援計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行うサービスです。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為の地域づくりを推進する役割を担うもの

(1)第１期障がい児福祉計画の見込量と実績

①児童発達支援は、早期発見早期療育支援の高まりもあり増加傾向にあります。市内事業所では、保育所との併行通園が行われ、通常保育での発達と個別の療育支援での発達支援が提供されています。
②医療型児童発達支援は、サービス提供事業所が稲荷山医療福祉センターに限られており、通所型としては遠方である為、利用ニーズがありませんでした。
③放課後等デイサービスは、令和元年度に市内に２箇所目となる事業所ができたことにより、大幅な増加が見られており、高いニーズがあります。
④保育所等訪問支援は、ひと月当たりの利用頻度が低いため、見込み量を下回っています。
⑤居宅訪問型児童発達支援は、対象児童が限られており、見込み量を達成していません。
⑥福祉型児童入所支援は、新規利用児がいませんでした。
⑦医療型児童入所支援は、１名の新規利用者がありました。
⑧障害児相談支援は、放課後等デイサービスの利用児童増加に伴い、増加しています。
⑨医療的ケア児等コーディネーターは、令和２年度に資格取得者が市内に３名ありました。

※見込量・実績は１ヶ月当たりの延利用人日数、利用児童数は月間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
児童発達支援	見込量	165	173	181	人日分
	実績	197	198	208	人日分
	利用児童数	17	26	23	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	実績	0	0	0	人日分
	利用児童数	0	0	0	人
放課後等デイサービス	見込量	190	201	212	人日分
	実績	239	458	466	人日分
	利用児童数	30	58	62	人
保育所等訪問支援	見込量	4	4	4	人日分
	実績	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	5	10	15	人日分
	実績	0	1	0	人日分
	利用児童数	0	1	0	人

※月間の実人数

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	0	0	1	人
障害児相談支援	見込量	14	14	15	人
	実績	15	21	21	人
医療的ケア児等ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	見込量	0	2	2	人
	実績	0	0	3	人

(２)第２期障がい児福祉計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成３０年度から令和２年度の利用実績を踏まえ、令和５年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

量を算出するもの	単位	算出方法
利用日数	人日分	月間の実利用人数×１人１月あたりの平均利用日数
利用児童数	人	月間の実利用人数

イ．第２期計画における見込量

サービス名	区分	3年度	4年度	5年度	単位
児童発達支援	見込量	218	228	238	人日分
	利用児童数	24	25	27	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
放課後等デイサービス	見込量	474	482	490	人日分
	利用児童数	68	75	81	人
保育所等訪問支援	見込量	1	2	2	人日分
	利用児童数	1	2	2	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
障害児相談支援	見込量	21	22	22	人

ウ．見込量の確保策

・児童発達支援は市内事業者と実施日の拡大を図る中で見込み量を確保していきます。
・放課後等デイサービスは、ニーズが高いものの実施事業所が限られていることから、実施事業所の増加を促進してきます。
・保育所等訪問支援は、児童発達支援センターからの移行者のみならず、地元園通園児や就学児も利用できるよう実施事業所と連携を図っていきます。
・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援は利用ニーズを把握し、情報提供に努め、利用促進を図ります。
・障害児相談支援は、今後もサービス利用者全員に適切に支給されるよう努めます。

２．発達障がい者（児）に対する支援（新規）

ア.第２期計画における見込み量
利用実績を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

項目	令和元年度実績	2年度実績	3年度	4年度	5年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	7	11	11	11	11	受講者数人/年
ペアレントメンターの人数	－	－	－	－	－	人/年
ピアサポートの活動への参加人数	－		福祉事業所等の活動を支援			人/年

イ．見込量の確保策
- ペアレントトレーニングにつきましては、年長児から小学校低学年の保護者を主対象とし実施しています。上小圏域障害者総合支援センターでも定期実施しており、利用促進を図ります。
- ペアレントメンターにつきましては、親の会等での活用を実施していきます。
- ピアサポートにつきましては、福祉事業所等の活動状況を把握し、支援します。

３． 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

市立・私立保育所
保護者の就労や病気等により、家庭内での保育が困難な乳児または幼児を保育する施設です。

認定こども園
就学前の児童に対し教育と保育を一体的に行う施設です。

児童クラブ
保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し遊びや生活の場を提供しています。

児童館
健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを利用目的とした施設です。

ア.第２期計画における見込み量
利用実績及び市内の児童数の状況等を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

※年間の実人数

種別	令和元年度実績	令和2年度実績	3年度	4年度	5年度	単位
市立・私立保育所・認定こども園	42	46	46	46	46	人
児童館・児童クラブ	3	2	2	2	2	人

イ．見込量の確保策

・市立・私立保育所及び認定こども園は、利用ニーズを把握し、必要な児童に引き続き加配・個別対応していきます。

・児童館及び児童クラブは、利用ニーズを把握し、必要に応じた配慮をしていきます。

・特別な支援の必要な児童が子育て支援等を希望に沿って利用できるよう受け入れ体制の整備を行っていきます。